

## オンラインによる会議に関する規程

第1条 この規程は、埼玉県社会保険労務士会越谷支部（以下「支部」という。）におけるインターネット等を使用しオンラインでの会議及び研修（以下「WEB会議」という。）を行う場合の基本的事項を定め、会議の円滑な運営及び情報漏洩の予防を図ることを目的とする。

2 会議の運営については「越谷支部規約」によるものとする。

（WEB会議の適用範囲）

第2条 WEB会議の適用範囲は越谷支部規約に定める会議とする。

（管理運用）

第3条 WEB会議の管理は総務部が行う。

2 WEB会議への招集は、電子メールにて主催者又は総務部が出席対象者に送信する。

（利用手順）

第4条 WEB会議を行う場合は、次の手順による。

- (1) WEB会議を行う際は、前条第2項の招集を行う者が支部長に対して届出を行う。
- (2) 前号の届出はWEB会議開催日の一週間以上前に電子メールにて送信する。

（必要な環境）

第5条 WEB会議を利用する際には、以下の機器を用いて行う。

- (1) WEB会議の利用で必要となるインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末で使用するWEBカメラ、マイク、スピーカー、同端末で稼働させるWEB会議ソフトウェアが必要な場合は、出席者自身が用意するものとする。
- (2) 上記端末には、セキュリティ対策を常に最新に保った状態にする等、情報が外部に漏洩することがないように厳重に防御すること。
- (3) WEB会議で利用する端末の盗難や紛失に備えロックや暗証番号設定をすること。

（出席者の責務）

第6条 出席者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 品位を保持し、会議の円滑な運営を心掛けなければならない。
- (2) 安定した通信環境のもとでWEB会議に参加するよう努めなければならない。
- (3) WEB会議を利用する際は、情報漏洩防止の為、周囲に配慮し安全な場所から参加しなければならない。
- (4) WEB会議を利用する際は、対象WEB会議の出席者のアカウント等を入力するものとし、アカウント等の管理は厳正に行わなければならない。
- (5) WEB会議の運営を妨害する行為を行ってはならない。
- (6) WEB会議を利用して、相手の承諾なく、メールアドレスを含む個人情報を収集す

る行為を行ってはならない。

(7) WEB会議を利用して、著作権、商標権、特許権、知的財産権を侵害する行為を行ってはならない。

(8) 法令、利用規約等または公序良俗に違反する行為を行ってはならない。

(9) その他支部が不相当と判断する行為を行ってはならない。

2 データの流出があった場合は、速やかに実情を把握するとともに、主催者及び総務部に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(出席者に対する出席停止)

第7条 次のいずれかに該当する場合には、WEB会議の出席を停止することができる。

(1) 退会した場合

(2) 本規程に従わない場合

(主催者の責務)

第8条 主催者は、出席者が本規程に違反した者に対し、注意を促し、またWEB会議への出席を停止させることができる。

(議事録作成等)

第9条 WEB会議終了後、当該会議の書記担当者は速やかに議事録を作成するものとする。

(免責等)

第10条 WEB会議の利用に際して生じた不利益に関して、支部は責任を負わないものとする。

2 出席者の情報漏洩等により当事者または第三者に対して生じた不利益については、出席者が責任を負うものとする。

(データの利用)

第11条 WEB会議で得られた情報を第三者に提供及び目的以外の使用を禁止する。また、WEB会議に使用される資料等のデータは、支部に帰属する。

付 則

この規程は、令和2年9月26日から施行する。